

議案第 29 号

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

観光施設の使用時間の拡大及び使用料の追加等に伴う改正

飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 古川総合交流ターミナル施設の項使用料（円）の欄を次のように改める。

項目	使用方法	単位	使用料
洋室	1人利用	1人1泊	15,400
	2人利用	1人1泊	14,300
	3人利用	1人1泊	13,200
和室	1人利用	1人1泊	16,500
	2人利用	1人1泊	15,400
	3人利用	1人1泊	14,300
	4人利用	1人1泊	13,200
多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500
	日帰利用	1室1時間	1,100
営農研修室A	団体利用	1人1泊	5,500
	日帰利用	1室1時間	880
営農研修室B	団体利用	1人1泊	5,500
	日帰利用	1室1時間	880
視聴覚室	日帰利用	1室1時間	880

備考

- 1 料理は別とする。
- 2 入湯税は含まない。
- 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その

端数を切り捨てた額) とすることができる。

別表第1 数河グラウンドの項休館日等及び開館時間等の欄及び使用料(円)の欄を次のように改める。

休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで(日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。))	項目	区分	使用料				
			早朝	午前	午後	夕方	
			1時間 当たり	8:00—12:00	13:00—17:00	1時間 当たり	
	数河平	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650	
	成グラ ウンド	管 理	談話室第1	—	880	880	220
			談話室第2	—	880	880	220
		棟	シャワー室	—	1人1回		220
	数河高 原グラ ウンド	グラウンド	880	3,520	3,520	880	
	数河緑 地広場	広場	880	3,520	3,520	880	
	古川ラ グビー 場	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650	
	数河高 原ラグ ビー場	管 理 棟	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650
			会議室	—	880	880	220
			ミーティン グルーム	—	880	880	220
備考							
市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。							

別表第1 古川ふれあい広場施設の項休館日等及び開館時間等の欄及び使用料(円)の欄を次のように改める。

休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで(日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。))			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1時間 当たり</td> <td>8:00 —12: 00</td> <td>13:00 —17: 00</td> <td>1時間 当たり</td> </tr> </tbody> </table>				項目	区分	使用料				早朝	午前	午後	夕方			1時間 当たり	8:00 —12: 00	13:00 —17: 00	1時間 当たり
	項目	区分	使用料																			
			早朝	午前	午後	夕方																
			1時間 当たり	8:00 —12: 00	13:00 —17: 00	1時間 当たり																
	古川ふれあい広場施設	芝生広場	W A	2,200	8,800	8,800	2,200															
			W B	2,200	8,800	8,800	2,200															
			V	2,200	8,800	8,800	2,200															
			X	1,650	6,600	6,600	1,650															
			ふれあいの森広場	880	3,520	3,520	880															
	管理棟		ミーティングルーム1	—	880	880	220															
ミーティングルーム2			—	880	880	220																
備考																						
市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。																						

別表第1 アスク山王の項使用料(円)の欄を次のように改める。

項目	単位	使用料
宿泊棟	1棟1泊	27,500
交流棟	1棟1時間	1,650
農産加工棟	1棟1時間	1,650
体験実習棟	1棟1時間	1,650

備考

- 1 交流棟の使用は、管理事務室を含まない。
- 2 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。
- 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

別表第1 やまびこ館の項使用料（円）の欄を次のように改める。

項目	単位	使用料
客室	1人1泊	13,200
研修室	1室1時間	1,100

備考

- 1 料理は別とする。
- 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。

別表第1 流葉自然休養村グラウンドの項休館日等及び開館時間等の欄及び使用料（円）の欄を次のように改める。

休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで（日の出から日没までの範囲内において、使用時間	項目	使用料			
		早朝	午前	午後	夕方
	1時間 あたり	8：00—12：00	13：00—17：00	1時間 あたり	
	流葉自然休養村運動場	880	3,520	3,520	880
	古畑運動場	880	3,520	3,520	880

備考

市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。

を1時間単位
で拡大するこ
とができる。
)

別表第1 流葉交流広場の項休館日等及び開館時間等の欄及び使用料（円）の欄を次のように改める。

休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで（日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間 当たり</td> <td></td> <td>8 : 00 —12 : 00</td> <td>13 : 00 —17 : 00</td> <td>1時間 当たり</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1,650</td> <td>6,600</td> <td>6,600</td> <td>1,650</td> </tr> </tbody> </table>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方	1時間 当たり		8 : 00 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	1時間 当たり	多目的広場	1,650	6,600	6,600	1,650
	項目		使用料																	
		早朝	午前	午後	夕方															
	1時間 当たり		8 : 00 —12 : 00	13 : 00 —17 : 00	1時間 当たり															
	多目的広場	1,650	6,600	6,600	1,650															
備考																				
市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。																				

別表第2 夏季特定日の項中「又は月曜日」を「、月曜日又は7月の第3火曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行					改 正 案									
本則・附則 略 別表第1 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)					本則・附則 略 別表第1 (第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係)									
名 称	位 置	休館日等及び 開館時間等	使用料 (円)		名 称	位 置	休館日等及び 開館時間等	使用料 (円)						
飛騨市観光案内所の項 略					飛騨市観光案内所の項 略									
古川総合交流ターミナル施設	略	略	項目	使用方法	単位	使用料	項目	使用方法	単位	使用料				
			洋室	1人利用	1人1泊	15,400	和室	1人利用	1人1泊	16,500				
				2人利用	1人1泊	14,300		2人利用	1人1泊	15,400				
				3人利用	1人1泊	13,200		3人利用	1人1泊	14,300				
			多目的交流室	1人利用	1人1泊	13,200	多目的交流室	1人利用	1人1泊	13,200				
				2人利用	1人1泊	14,300		2人利用	1人1泊	14,300				
				3人利用	1人1泊	15,400		3人利用	1人1泊	15,400				
			多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500	多目的交流室	団体利用	1人1泊	5,500				
			多目的交流室	日帰利用	1室1時間	1,100	多目的交流室	日帰利用	1室1時間	1,100				
			多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880	多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880				
多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880	多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880							
多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880	多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880							
多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880	多目的交流室	日帰利用	1室1時間	880							
備考 1 料理は別とする。 2 入湯税は含まない。 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。					備考 1 料理は別とする。 2 入湯税は含まない。 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とすることができる。									
古川味処施設の項～飛騨の匠文化館の項 略					古川味処施設の項～飛騨の匠文化館の項 略									
数 河 川 数 河 川	略	休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間	項目	区分	使用料				項目	区分	使用料			
					早朝	午前	午後	夕方			早朝	午前	午後	夕方
					6:00	8:00	13:00	17:00			1時間	8:00	13:00	1時間
					-8:	-12:	-17:	-18:			当たり	-12:	-17:	当たり

資料

シ ド		午前6時から午後5時まで（7月1日から8月31日までは、午後6時まで		00	00	00	00
		数河平成グラウンド	グラウンド	3,300	6,600	6,600	1,650
			管理棟 談話室第1	—	880	880	220
			管理棟 談話室第2	—	880	880	220
			管理棟 シャワー室	—	1人1回		220
		数河高原グラウンド	グラウンド	1,760	3,520	3,520	880
		数河緑地広場	広場	1,760	3,520	3,520	880
		古川ラグビー場	グラウンド	3,300	6,600	6,600	1,650
		数河高原ラグビー場	グラウンド	3,300	6,600	6,600	1,650
			管理棟	会議室	—	880	880
ミーティングルーム	—			880	880	220	
備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。							

古 川 ふ れ あ い 広 場 施 設		休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前6時から午後5時まで（7月1日から8月31日までは、午後6時まで		使用料					
		古川ふれあい広場施設	芝生広場	WA	4,400	8,800	8,800	2,200	
				WB	4,400	8,800	8,800	2,200	
				V	4,400	8,800	8,800	2,200	
		管理棟	ふれあいの森広場	X	3,300	6,600	6,600	1,650	
				ふれあいの森広場	1,760	3,520	3,520	880	
				ミーティングルーム1	—	880	880	220	
				ミーティングルーム2	—	880	880	220	
		備考							

シ ド		午前8時から午後5時まで（日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。		—	00	00	—
		数河平成グラウンド	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650
			管理棟 談話室第1	—	880	880	220
			管理棟 談話室第2	—	880	880	220
			管理棟 シャワー室	—	1人1回		220
		数河高原グラウンド	グラウンド	880	3,520	3,520	880
		数河緑地広場	広場	880	3,520	3,520	880
		古川ラグビー場	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650
		数河高原ラグビー場	グラウンド	1,650	6,600	6,600	1,650
			管理棟	会議室	—	880	880
ミーティングルーム	—			880	880	220	
備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。							

古 川 ふ れ あ い 広 場 施 設		休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで（日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。		使用料					
		古川ふれあい広場施設	芝生広場	WA	2,200	8,800	8,800	2,200	
				WB	2,200	8,800	8,800	2,200	
				V	2,200	8,800	8,800	2,200	
		管理棟	ふれあいの森広場	X	1,650	6,600	6,600	1,650	
				ふれあいの森広場	880	3,520	3,520	880	
				ミーティングルーム1	—	880	880	220	
				ミーティングルーム2	—	880	880	220	
		備考							

		<p style="text-align: center;">市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。</p>																													
なかんじょ川施設の項 略																															
ア ス ク 山 王	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>1棟1泊</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p>	項目	単位	使用料	宿泊棟	1棟1泊	27,500																							
項目	単位	使用料																													
宿泊棟	1棟1泊	27,500																													
や ま び こ 館	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td>1人1泊</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 料理は別とする。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p>	項目	単位	使用料		1人1泊	13,200																							
項目	単位	使用料																													
	1人1泊	13,200																													
ふるさと山荘ナチュラルみやがわの項～神岡広域総合交流促進施設の項 略																															
流 葉 自 然 休 養 村 グ ラ ウ ン ド	略	<p>休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前6時から午後5時まで（7月1日から8月31日までは、午後6時まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">早朝</th> <th style="width: 10%;">午前</th> <th style="width: 10%;">午後</th> <th style="width: 10%;">夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">6:00</td> <td style="text-align: center;">8:00</td> <td style="text-align: center;">13:00</td> <td style="text-align: center;">17:00</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">—8:00</td> <td style="text-align: center;">—12:00</td> <td style="text-align: center;">—17:00</td> <td style="text-align: center;">—18:00</td> </tr> <tr> <td>流葉自然休養村運動場</td> <td style="text-align: center;">1,760</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">880</td> </tr> <tr> <td>古畑運動場</td> <td style="text-align: center;">1,760</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">880</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。</p>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方		6:00	8:00	13:00	17:00		—8:00	—12:00	—17:00	—18:00	流葉自然休養村運動場	1,760	3,520	3,520	880	古畑運動場	1,760	3,520	3,520	880
項目	使用料																														
	早朝	午前	午後	夕方																											
	6:00	8:00	13:00	17:00																											
	—8:00	—12:00	—17:00	—18:00																											
流葉自然休養村運動場	1,760	3,520	3,520	880																											
古畑運動場	1,760	3,520	3,520	880																											

		<p style="text-align: center;">市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。</p>																													
なかんじょ川施設の項 略																															
ア ス ク 山 王	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊棟</td> <td>1棟1泊</td> <td>27,500</td> </tr> <tr> <td>交流棟</td> <td>1棟1時間</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>農産加工棟</td> <td>1棟1時間</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>体験実習棟</td> <td>1棟1時間</td> <td>1,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 交流棟の使用は、管理事務室を含まない。 2 日帰りで使用する場合は、宿泊として取り扱う。 3 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p>	項目	単位	使用料	宿泊棟	1棟1泊	27,500	交流棟	1棟1時間	1,650	農産加工棟	1棟1時間	1,650	体験実習棟	1棟1時間	1,650														
項目	単位	使用料																													
宿泊棟	1棟1泊	27,500																													
交流棟	1棟1時間	1,650																													
農産加工棟	1棟1時間	1,650																													
体験実習棟	1棟1時間	1,650																													
や ま び こ 館	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>客室</td> <td>1人1泊</td> <td>13,200</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1室1時間</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 料理は別とする。 2 使用料について、別表第2の加算割合の範囲内で加算した額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とすることができる。</p>	項目	単位	使用料	客室	1人1泊	13,200	研修室	1室1時間	1,100																				
項目	単位	使用料																													
客室	1人1泊	13,200																													
研修室	1室1時間	1,100																													
ふるさと山荘ナチュラルみやがわの項～神岡広域総合交流促進施設の項 略																															
流 葉 自 然 休 養 村 グ ラ ウ ン ド	略	<p>休場日 12月1日から翌年の4月20日までの日 使用時間 午前8時から午後5時まで（日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大するこ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">早朝</th> <th style="width: 10%;">午前</th> <th style="width: 10%;">午後</th> <th style="width: 10%;">夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">8:00</td> <td style="text-align: center;">13:00</td> <td style="text-align: center;">17:00</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> </td> <td style="text-align: center;">—1時間当たり</td> <td style="text-align: center;">—12:00</td> <td style="text-align: center;">—17:00</td> <td style="text-align: center;">—1時間当たり</td> </tr> <tr> <td>流葉自然休養村運動場</td> <td style="text-align: center;">880</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">880</td> </tr> <tr> <td>古畑運動場</td> <td style="text-align: center;">880</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">3,520</td> <td style="text-align: center;">880</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。</p>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方		8:00	13:00	17:00	—		—1時間当たり	—12:00	—17:00	—1時間当たり	流葉自然休養村運動場	880	3,520	3,520	880	古畑運動場	880	3,520	3,520	880
項目	使用料																														
	早朝	午前	午後	夕方																											
	8:00	13:00	17:00	—																											
	—1時間当たり	—12:00	—17:00	—1時間当たり																											
流葉自然休養村運動場	880	3,520	3,520	880																											
古畑運動場	880	3,520	3,520	880																											

流 葉 交 流 広 場	略	休場日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6:00</td> <td style="text-align: center;">8:00</td> <td style="text-align: center;">13:00</td> <td style="text-align: center;">17:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—8:</td> <td style="text-align: center;">—12:</td> <td style="text-align: center;">—17:</td> <td style="text-align: center;">—18:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">00</td> <td style="text-align: center;">00</td> <td style="text-align: center;">00</td> <td style="text-align: center;">00</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td style="text-align: center;">3,300</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">1,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。</p>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方	6:00	8:00	13:00	17:00	—8:	—12:	—17:	—18:	00	00	00	00	多目的広場	3,300	6,600	6,600	1,650
		項目			使用料																								
					早朝	午前	午後	夕方																					
				6:00	8:00	13:00	17:00																						
		—8:		—12:	—17:	—18:																							
00	00	00	00																										
多目的広場	3,300	6,600	6,600	1,650																									
12月1日から翌年の4月20日までの日																													
使用時間																													
午前6時から午後5時まで(7月1日から8月31日までは、午後6時まで)																													
)																													
ひだ流葉スキー場の項 略																													

別表第2 (別表第1関係)

項目	加算割合	加算の対象となる日
特定日の部～準特定日の項 略		
夏季特定日	100分の30	7月21日(同日が日曜日又は月曜日)に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日)から8月30日(同日が木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日)までの期間中の日。ただし、特定日及び準特定日を除く。
休前日の項 略		

流 葉 交 流 広 場	略	休場日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 30%;">項目</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>早朝</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夕方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">8:00</td> <td style="text-align: center;">13:00</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">当たり</td> <td style="text-align: center;">—12:</td> <td style="text-align: center;">—17:</td> <td style="text-align: center;">当たり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">00</td> <td style="text-align: center;">00</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td style="text-align: center;">1,650</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">6,600</td> <td style="text-align: center;">1,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市内に住所を有しないものが利用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。</p>	項目	使用料				早朝	午前	午後	夕方	1時間	8:00	13:00	1時間	当たり	—12:	—17:	当たり	—	00	00	—	多目的広場	1,650	6,600	6,600	1,650
		項目			使用料																								
					早朝	午前	午後	夕方																					
				1時間	8:00	13:00	1時間																						
		当たり		—12:	—17:	当たり																							
—	00	00	—																										
多目的広場	1,650	6,600	6,600	1,650																									
12月1日から翌年の4月20日までの日																													
使用時間																													
午前8時から午後5時まで(日の出から日没までの範囲内において、使用時間を1時間単位で拡大することができる。)																													
)																													
ひだ流葉スキー場の項 略																													

別表第2 (別表第1関係)

項目	加算割合	加算の対象となる日
特定日の部～準特定日の項 略		
夏季特定日	100分の30	7月21日(同日が日曜日、月曜日又は7月の第3火曜日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い土曜日)から8月30日(同日が木曜日又は金曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日)までの期間中の日。ただし、特定日及び準特定日を除く。
休前日の項 略		

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
担当部	基盤整備部
提案理由	観光施設の使用時間の拡大及び使用料の追加等に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>(1) 使用時間の拡大</p> <p>数河グラウンド、古川ふれあい広場施設、流葉自然休養村グラウンド及び流葉交流広場について、利用機会の増加を図るため、日の出や日没の状況に応じ使用時間を弾力的に設定できるようにするもの。</p> <p>(別表第1関係)</p> <p>(2) 使用料の追加</p> <p>古川総合交流ターミナル施設（ホテル季古里）、アスク山王及びやまびこ館について、様々な利用者ニーズに応えられるよう貸室等の使用料を新たに設けるもの。</p> <p>(別表第1関係)</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>(1) 利用する時間帯の選択が増加する。</p> <p>(2) 貸室等だけでの利用も可能となる。</p>
施行日	令和8年4月1日
備考	